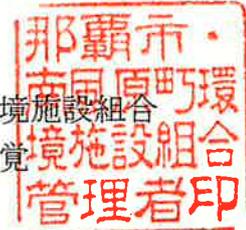


那南環公告第 18 号
令和 8 年 2 月 25 日

令和 8 年度 不燃ごみ分別処理業務委託の受託者募集について (公告)

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 知念 覚



地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第 22 条の 2 第 1 号の規定に基づき、受託を希望する団体等を下記の通り募集します。

記

- 1 件名 令和 8 年度 不燃ごみ分別処理業務委託
- 2 履行場所
南風原町字新川 641 番地
那覇・南風原クリーンセンター隣接地 (那覇エコマールプラザ棟 2 F)
- 3 業務の概要 (詳細は別添の仕様書を参照してください)
破砕選別施設の安定稼働及び破砕鉄の安全性・品質向上のため、次の業務を行う。
 - イ) 不燃ごみからリチウムイオン電池製品、その他不純物の選別・分解作業等を行う。
 - ロ) 傘は、「ビニール・布部分」と「骨組み部分」の分解作業を行う。
 - ハ) 業務内容に変更が生じた場合は、その他分別・分解作業を行う。
 - ニ) 作業日において、処理する不燃ごみが無くなった場合は、発注者と協議の上、履行場所周辺の清掃を行う。
- 4 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 5 選定基準
次の基準をすべて満たすこと。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。

- ② 那覇市または南風原町に拠点を置き、業務の円滑な履行が可能な団体等であること。
- ③ 臨時的かつ短期的な就業を希望する高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
- ④ 履行期間中、作業遂行に必要な人員を継続的に提供できる団体等であること（目安として1日当たり15名程度）。

6 申請方法

本件の受託を希望する団体等は次の書類を当組合へ持参し提出すること。

- ① 見積書
- ② 団体等の定款（または寄付行為）等
- ③ 団体の従業者数または会員数がわかるパンフレット等

7 申請期間 令和8年2月25日から令和8年3月4日の17時まで

8 提出先

南風原町字新川650番地 那覇市・南風原町環境施設組合

9 委託先の決定方法

本業務の受託を希望する団体等が複数ある場合は、最も低価の見積を提出した者と契約を締結する。

10 契約保証金

那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第9号により免除する。

11 契約までのスケジュール

- ① 公 告：令和8年2月25日
- ② 見積期間：5日間（令和8年2月26日～令和8年3月4日）
- ③ 見積合わせ：令和8年3月5日
- ④ 契約期限：令和8年3月16日